

日本代表選手行動規範

【趣 旨】

日本代表選手が、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、水泳スポーツの向上と発展に貢献（(財)日本水泳連盟「競技者資格規定」第1条（スポーツマンシップ））するために、日本の競技者の代表としての誇りと自覚と責任を持って、明朗闊達に行動し、ひいては水泳競技の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

【規範の遵守と内容】

日本代表選手は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 日本代表チームの活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には必ず参加すること。ただし、監督もしくはヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
2. 日本代表チームの活動・行事において、監督もしくはヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。
3. (財)日本水泳連盟及び(財)日本オリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったとき、指定の衣服等を着用する。
4. 違法行為または日本代表選手の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。
5. 意図的な身体装飾（茶髪、ピアス、刺青（タトゥー）、華美なネイルアート等）は禁止する。
6. 日本代表チームとしての活動期間中は、20歳以上であっても、喫煙は禁止する。また、飲酒については合宿及び大会期間中は禁止とする。
7. 日本代表チームとしての合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行う。
8. その他、日本代表チームの監督もしくはヘッドコーチにより定められた行動規範を遵守する。

【違反選手に対する処分】

1. 日本代表選手が、前記の行動規範に違反し、かつ(財)日本水泳連盟競技者資格規程第7条（違反競技者に対する処分）の各項の一つに該当すると認められたときは、同第8条、第9条に基づき、理事会の決定により処分を受ける。
2. 第1項に定める他、監督もしくはヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて(財)日本水泳連盟強化担当常務理事もしくは担当委員長は、次の処分を行うことができる。
 - (1) 日本代表チームの活動・行事に参加することを停止し、自宅にて謹慎させること。
 - (2) 日本代表チームから除外すること。
 - (3) その他、違反の程度に従った処分。
3. 第1項、第2項の処分に際して、それぞれ理事会、強化担当常務理事並びに担当委員長は、当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
4. 処分に対する不服の申し立てについては、競技者資格規程第10条に準ずる。

【附 則】

本規範は、平成22（2010）年4月1日より実施、施行する。